

公用車仕様書

- 1 件 名 垂直式テールゲートリフター付ダンプトラック購入
- 2 購入台数 1台
- 3 納入期限 令和7年3月21日まで
- 4 納入場所 佐野市環境政策課 (みかもクリーンセンター 佐野市町谷町206-13)
- 5 規格、性能及び主な仕様

<参考品> ※応札仕様書の提出が必要です。(参考品で見積もる場合でも必要です。)

いすゞ：エルフ、トヨタ：ダイナ、日産：アトラス、日野：デュトロ、三菱ふそう：キャンター、UDトラックス：カゼット

車体形状	ダンプ	
用途	塵芥運搬 (大型家具、大型家電等) ※土砂等運搬禁止車両	
車体サイズ	2 tクラス、メーカー標準キャブおよび標準ボディ 全長4,700mm程度、全幅1,700mm程度、ホイールベース2,500mm程度 1ナンバー可	
ドア数、乗車定員	ドア2枚、定員3名	
最大積載量	2,000kg未満 ※構造変更によって1,750kg程度を想定	
車両総重量	5,000kg未満	
エンジン出力	150馬力	
使用燃料	軽油	
駆動方式	2WD	
トランスミッション	オートマチック等自動変速装置	
車体塗装色	シルバー (別途、文字入れ指定あり)	
燃費基準	平成27年度燃費基準を達成していること	
排出ガス規制の適合	平成28年基準排出ガス規制に適合していること	
荷台架装	<ul style="list-style-type: none"> ・深あおり、角底、一方開き、荷台底左右にロープフック付 ・荷台内寸法：長さ3,000mm程度、幅1,500mm程度、高さ900mm程度 ・垂直式テールゲートリフター付 …荷台の幅、高さに合わせたゲート寸法のもの。 …ゲートを開けた状態でダンプ出来るように、車体や荷台のサイズ、ダンプ角度、バランス等を設計すること。ゲートの形状は、「二枚観音扉 (高さは深あおりの1/3程度) とテールゲートリフター」または「テールゲートリフターのみ」で、設計可能なもの。 ・車体と同色に塗装 	
装備品・付属品等	<ul style="list-style-type: none"> ・オールシーズンタイヤ装着 ・スペアタイヤ (メーカー標準) 付属 ※車載が困難な場合はタイヤのみで納品 ・ABS ・SRSエアバッグ (運転席・助手席) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイドミラー …電動格納式 (両側) …ミラーヒーター (両側) ・フロントフォグランプ ・フロアマット (ラバータイプ)

<p>装備品・付属品等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プリテンショナー機能付きシートベルト（運転席・助手席） ・サンバイザー（運転席・助手席） ・マッドガード ・パワーステアリング ・集中ドアロック ・パワーウィンドウ ・AM/FM電子チューナーラジオ ・マニュアルエアコン ・工具等標準装備品 ・タイヤ灯（左後部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアバイザー ・ナンバー枠（前後） ・スコップ掛け ・タイヤ止め×2 ・タイヤチェーン ・ドライブレコーダー（前方のみ。取付含む） 1920×1080、フルHD 30fps 前後（LED式信号機対応） マイクロSD対応 （4GB以上のマイクロSD付属） Gセンサー機能あり 常時録画・手動録画対応
<p>指定文字入れ</p>	<p>左右ドアに「佐野市」（黒文字）</p>	
<p>法定費用等の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車重量税、自賠責保険料、ナンバー代、登録印紙・証紙代、リサイクル料金（預託金、資金管理料金）等の法定費用は入札書記載金額に含めない。 ・落札業者は、後日、法定費用の明細書を提出すること。 ・諸手続の代行費用や納車費用は入札書記載金額の内、車両本体価格に含める。 入札書記載金額＝車両本体価格（手続代行費用、納車費用を含む）＋装備品・付属品等 	

6 応札仕様書の提出について

必ず事前に環境政策課に応札物品の確認を受け、応札仕様書を令和5年12月12日までに契約検査課に持参にて提出すること。（参考品で見積もる場合でも、応札仕様書が必要です。）なお、環境政策課に応札物品の確認をおこなう際は、事前に環境政策課に電話連絡の上来庁してください。

7 その他

- (1) 新規登録車であること。
- (2) 上記仕様に定める他の標準装備品に関しては装備すること。
- (3) 車両の搬入は受注者が行い、搬入に至るまでの納車費用は入札価格に含めるものとする。
- (4) 車両の新規登録手続きは受注者が行い、登録に係る代行費用は入札価格に含めるものとする。また、自動車重量税、自賠責保険料及びその他登録等に係る法定費用は、別途発注者が負担する。
- (5) 納入後1年以内に瑕疵が認められた場合は、取替え又は無償修理を行うこと。
- (6) 車両及び部品等の保証については、メーカーの保証のとおりとする。
- (7) 保証期間経過後であっても、契約者の故意又は重大な過失により不具合が生じた場合は、速やかに無償で取替え又は補修を行うものとする。なお、補修内容及びその原因については、文書で報告すること。
- (8) その他の仕様等については、市と十分に協議を行い納車すること。